東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成24年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)について

(諮問第3038号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	11
3	申請概要	12
4	審査結果┈┈┈┈	24
別	添	
O	接続約款変更認可申請書(写)	(東日本)
\bigcirc	接続約款変更認可申請書(写)	(西日本)

電気通信事業部会長会見用資料

平成24年3月29日

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指 定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成24年度の 次世代ネットワークに係る接続料の改定)について

<連絡先>

資料の内容等について

連絡先:総合通信基盤局料金サービス課

安東課長補佐、廣瀬係長

電 話:03-5253-5844 FAX:03-5253-5848

情報通信行政・郵政行政審議会について

連絡先:情報流通行政局総務課

日下課長補佐、丸山係長

電 話:03-5253-5694 FAX:03-5253-5714 情報通信行政·郵政行政審議会電気通信事業部会部会長 根 岸 哲 殿

接続委員会 主査 東海 幹夫

報告書

平成24年1月23日付け諮問第3038号をもって諮問された事案について、調査の結果、 下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備 に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案) (平成24年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)

意見	再 意 見	考 え 方 (案)
意見1 今回申請がなされている NGN 接続料は、	再意見1	考え方1
「光の道」構想という重要な政策の成否を左右する		
ものであり、現状のルールが競争政策として大き		
な課題があるとの視点や、移行期における電気通		
信事業全体の健全な発展を図るという観点からの		
検討が不可欠。具体的には、多様なサービスを創		
出する環境を整備し、参入を促進するため、IP網		
のアンバンドルの細分化、PSTN の GC 接続に相		
当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必		
要。		
○【終論】	│○ 憋針け 白ら動設」た光ファイバを田いて廿一ビ	○ NGN におけるアンバンドル機能に係る設定単

○【総論】

世界的な情報化社会の進展を受け、主要各国はその分野での国際競争力を顕示しようとブロードバンド・インフラ整備を国家施策として推進しています。そうした中、日本政府及び総務省殿が新成長戦略に掲げ推進する「光の道」構想は、ICT 分野における我が国の競争力の向上、及び IT 立国による日本再生を進める上で極めて重要な政策であると考えます。

今回申請がなされている 3 つの接続料のうち、「加入光ファイバ接続料」の問題については、この重要な政策の成否を左右するものであり、政府が推進する施策との整合性を確保することは勿論、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT東西殿」という。)の独占化の進行等、現状のルールが競争政策として大いなる課題を抱えたものであるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠であると考えます。

また、今回同時に申請がなされている「次世代ネ

○ 弊社は、自ら敷設した光ファイバを用いてサービスを提供している光インフラ事業者としての立場から、左記意見にある分岐単位接続料制度の導入には、断固反対いたします。

弊社は、分岐単位接続料制度は、以下の2点に おいて解決し難い大きな問題があると考えておりま す。

1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、他の全ての光インフラ事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります。

2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によっ

○ NGN におけるアンバンドル機能に係る設定単位の細分化については、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」(平成 23 年 12 月 20 日情通審第 108 号。以下「ブロードバンド答申」という。)において、「NTT 東西の NGN と接続事業者の IP 網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークの IP 網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能の更なるオープン化(設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化)を図るために必要な措置をとることが適当」との見解が示されている。

移行期において、電気通信市場の一層の公正 競争環境を整備する観点から、以上の答申を踏 まえ、必要な対応を行うことが適当である。

なお、本諮問の対象外である加入光ファイバ接続料及びヒストリカル接続料に関するご意見については、参考として承る。

ットワーク(以下、「NGN」という。)接続料」及び「レガシー系サービス接続料」についても、メタルから光、レガシーから IP といった電気通信市場のパラダイムシフトに際して、大きな影響を及ぼしうる重要な競争政策案件となります。

従って、今回申請がなされている3つの接続料については、いずれも重要な位置付けにあたるものであり、「光の道」構想との整合のみならず、マイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべきと考えます。

まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成 20 年 3 月 27 日)において、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後光アクセスサービス市場は、NTT東西殿の独占が強まった※等、競争環境は後退の一途をたどっていることを考慮すると、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で 1 ユーザ当たりのコストが同等となるよう、NTT 東西殿を含めた OSU共用による分岐端末回線単位の接続料の設定が必須であると考えます。

「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿のNGN(以下、「NTT-NGN」という。)において、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。

また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、接続料水準の 低廉化及びレガシー系サービスの安定的提供の確 てさらなる高機能化が期待されますが、技術革新 の阻害に繋がる政策の導入により、その高機能化 が実現しなくなるおそれがあります。

一部の接続事業者は、サービスレベル維持や故障対応時のフロー等に関して、NTT東西殿と同じ運用ルールに則った形でOSUを共用する案を希望されていますが、この形態であれば、ISP事業者として「〇〇 with フレッツ」等のサービスを提供することと同じであり、既に事業参入にかかる環境は整備されていることから、分岐単位接続料制度の設定は全く必要ありません。

また、OSU共用に代わる方法として提案されているGC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能につきましては、大きな追加コストが発生し、その一部をNTT東西殿につけ回しを行う点で、OSU共用による分岐単位接続料制度と同様の問題を有していることから、導入に反対いたします。

現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿は全国で「auひかり」サービスを展開されていることから、現状においても、競争環境は正当に機能しており、分岐単位接続料制度の導入は必要ありません。

なお、設備更新が停滞するおそれがある点で、 積極的には賛成しかねますが、希望する接続事業 者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用する ことでFTTH事業に参入することは、現行の制度下 でも可能です。

現行の制度下で可能な取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公正な競争環境を歪めることは、借りるだけの接続事業者のみー方的に有利となるだけで、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に

保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移 寄与してきた地域アクセス系事業者やCATV事業 行が必須であると考えます。 者の努力を否定するものであるため、弊社は断固 ※ FTTH 市場における NTT 東西殿シェアは、平成 反対です。 20年3月末時点で72.2%、平成23年9月末時点 で 74.5%となっている。(総務省殿公表資料「電気 合理性のない分岐単位接続料制度の導入は、 公正な競争環境を阻害し、設備事業者の事業撤 通信サービスの契約数及びシェアに関する四半 期データの公表」より) 退・縮小を招きます。これは、旧来のNTT独占時代 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ への回帰を意味し、設備競争・サービス競争が起こ らなくなります。その結果、価格低廉化が進まず、 バイル) 新サービスも始まらずに、最終的に国民が不利益 を被ることになります。 なお、コスト負担のあり方が公正であり、競争条 件を歪めない点において、弊社は現行の一芯単位 接続料制度が最も合理的であると考えております。 (ケイ・オプティコム) 意見2 NGN イーサネット接続機能について、NGN 再意見2 考え方2 が競争事業者との接続を前提とせずに構築されて いるため、他事業者が新たに接続を行うに当たり、 多額の網改造費等の個別負担を求められている。 公正競争を担保する観点から、NTT東西は、追加 的な網改造費を必要とせずに他の事業者が接続 可能な網として NGN を構築し直すとともに、適切 なコストかつ必要なタイミングで競争事業者が必要 な機能を利用できるようにすべき。 〇 当社は、イーサネットサービスとの相互接続に 〇 平成 22 年 3 月 29 日付当審議会答申で示した ○<NGNの在り方について> NGNは、競争事業者との接続を前提とせずに、 ついて、NGNのサービス開始以前に、インタフェ ボトルネック設備であるNTT東・西の光アクセス回 一ス条件や接続条件を事前に公表する等オープ 線と一体として構築されており、他の事業者が新た ン化に取り組み、当初から他事業者との接続を前 に接続を行うにあたっては、NGNイーサネット接続 提とした対応を行うことで、当社と他事業者との接

公正競争を担保する観点から、NTT東・西は、網 改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網

機能に見られるように、多額の網改造費等の事業

者個別負担を求められている状況にあり、公正競争

上の問題が顕在化しています。

続の同等性を担保してきたところであり、公正競 争条件は十分確保されています。

一昨年、KDDIから、PVCタイプを利用するた めの相互接続を要望されましたが、当社は、お客

とおり、NGN が当初実装していない接続機能を 追加するためにネットワーク改修等が必要な場 合において、当該機能が基本的な接続機能に該 当する場合には、その費用を接続料原価に算入 した上で網使用料として回収することが適当であ り、接続事業者が個別的に用いる機能に該当す る場合には、接続事業者の個別負担となる網改 造料として費用回収することが適当である。

NGN イーサネット接続料に関しては、PVC タイ

に構築し直すとともに、適切なコスト且つ必要なタイミングで競争事業者が必要な機能を利用できるようにすべきです。また、NGNは一種指定電気通信設備であり、NGN上で提供される、IP電話をはじめとする各種機能に対する接続料規制は引き続き必要です。

<NGNイーサネット接続料について>

NGNイーサネット接続機能については、他の事業者との接続を想定しない前提で設計されていることにより、他の事業者が新たに接続を行うにあたって、これまでと同様に、多額の網改造費等の負担を求められている状況にあります。

NGNはボトルネック設備と一体で構築されている 第一種指定電気通信設備であり、本来は他の事業 者が利用することを当初から想定し、追加的な網改 造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網と して構築されるべきであり、NTT東・西と他の事業者 の同等な利用環境が担保されることが必要です。

(KDDI)

様が複数拠点を結ぶネットワークを自在に構築できるCUGタイプを提供しており、PVCタイプを提供する予定はないため、PVCタイプの提供に必要なシステム改修費用として、少なくとも10億円程度の費用負担が必要となることをKDDIにご提示したところですが、これは現行接続料の認可の際の答申においても、一定の合理性があるものとして認められています。※

これに対し、KDDIは、本意見募集において「NTT東・西の責任において網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網に構築し直すべき」との主張をされていますが、これは、個別の事業者が必要とする個別の機能に係る費用を、当該機能を利用しない事業者に求めることに留まらず、膨大な費用をかけて、NGNの再構築を求めるものであり、あまりにも乱暴なご意見であると考えます。

加えて、「他の事業者が利用する機能を当初から想定し、追加的な網改造を必要とせずに他の事業者が接続可能な網として構築されるべき」とも主張されておりますが、当社において、他事業者がどのような機能をどういったインタフェースで接続したいのか、具体的な要望もない中で想定することは困難であり、仮に、そのような要望もない中で、当社が様々な事業者の要望を想定し開発を行った場合には、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、いたずらに開発コストが嵩み非効率なネットワークとなり、その結果、低廉なサービスの提供に支障を来たすことになります。

したがって、KDDIのご主張は現実的ではなく、 個別の事業者要望に基づき、個別の機能を具備 するために要した費用については、当該事業者 が負担するといった受益者負担の観点や、当該 プを実現するために必要なシステム改修に係る 費用は PVC タイプを利用する接続事業者において網使用料(加算料等)として負担するとの整理が図られている。現時点で、NTT 東西において PVC タイプを提供する予定はないとしつつも、今後 PVC 機能を利用する場合には同等の負担を行うこととなるため、この限りにおいて NTT 東西と接続事業者は同等な利用環境にあると認められる。

移行期において、電気通信市場の一層の公正競争環境を整備する観点から、以上の考え方やブロードバンド答申を踏まえ、NGN のオープン化を含むブロードバンド普及促進のための環境整備向けて必要な対応を行うことが適当である。

なお、NTT 東西の再意見において、10 億円程度の費用負担について言及がなされているが、システム改修費用の総額については、具体的な接続要望に基づき必要な額を算出することとなるが、網使用料として設定する際には接続約款の変更が必要となることから、その際に改めて検証することが適当である。

機能を利用する事業者と利用しない事業者との間の公平な費用負担の観点から、本費用については、これをご利用されるKDDIに負担していただくことが必要と考えます。

なお、通信事業者がNTT1社しかなく、サービスも音声通信しかなかったPSTNとは異なり、IP網は最初から多数の事業者が当社に依存することなく自ら構築しております。また光アクセスも低廉な水準でアンバンドル提供しており、他事業者は、このアンバンドルされたアクセス又は自ら構築したアクセスと、自ら構築したネットワークを組み合わせて、エンドエンドでお客様にサービス提供しています。

このように、自ら構築したネットワークと、自ら構築したアクセス又はアンバンドルされたアクセスを組み合わせて、お客様にサービス提供しているという点では、当社のNGNと他事業者のIP網には何ら違いはないことから、当社のNGNだけをアクセスと一体であることを理由に指定電気通信設備としていることには合理性がないと考えます。

※審議会答申抜粋(H22. 6. 29)

PVCタイプを実現するために必要なシステム 改修に係る費用については、当該開発により実 現される機能が基本的な接続機能に該当する場 合には、当該機能を利用する者が負担する接続 料の原価に算入することが適当である。この点、 NTT東西が予定している負担方法では、(中略) PVCタイプのみが利用する機能分についてはPV Cタイプを利用する事業者が負担することとして いる。また、回収の方法についても、過不足なく費 用を回収するに当たり予見可能性のある手法で あることから、一定の合理性があると認められ

	る。 (NTT 東西)	
意見3 NGN においては依然としてオープン化が不 十分であり、今後引き続き GC 接続類似機能やプ ラットフォーム機能等のオープン化に係る検討を進 めていくべき。	再意見3	考え方3
○【各論】 1. NGNにおけるアンバンドル設定について 平成 20 年 3 月に商用開始した NTT-NGN では 一定のアンバンドルが実施されましたが、中継局接続機能や収容局接続機能においてはほとんど接続 実績がない状況が続いています。これは、PSTN においてはコア網及びアクセス網の機能がオープン化され、GC/IC 接続の実現等により多様なサービスが 展開され競争環境が整備されてきた一方で、NTT-NGN においては依然としてオープン化が不十分であるためです。 弊社共としては、今後引き続き GC 接続類似機能やプラットフォーム機能等のオープン化に係る検討を進めていく必要があると考えており、総務省殿においては NTT 東西殿の取組みや接続協議の状況等も注視した上、可及的速やかに必要なルール整備を図っていただくべきと考えます。なお、NGN のアンバンドル化については「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」情報通信審議会答申(平成23年12月20日)(以下、「ブロードバンド答申」という。)において「・・①『具体的な要望があること』という。)において「・・①『具体的な要望があること』という。)において「・・①『具体的な要望があること』という。)において「・・①『具体的な要望があること』という。)において「・・①『具体的な要望があること』という。)において「・・①『具体的な要望があること』という。)において「・・①『具体的な要望があること』、②『技術的に可能であること』という考え方に基づき、③『過度な経済的負担がないことに留意』しつつ判断」すると記載されているところです。加えて、弊社共が従前から要望している GC 接続類似機能のアンバンドルについては、現在光接続料の分岐	○「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申(平成20年3月)において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレッツサービス(収容局接続)に係る機能』『IP電話サービス(収容局接続)に係る機能』『イーサネットサービスに係る機能』『中継局接続』の4つと整理されており、当社はそれに従ってアンバンドル機能の設定を行っています。 当社としては、オープン化の具体的なご要望があれば協議に応じさせていただく考えで再と申し上げてきたとおり、OSU共用と同様に、 NTTのコアネットワークを共用することになるため、サービス提供事業者に対、サービスの提供を義務付けることになり、サービスの提供を表がげ、サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供を可認整と合意が必要となり、機動的なサービス競争を阻害することになることのおり、機動的なサービス提供や運用対処に障害がでること ・ 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下すること	○ GC 接続類似機能については、加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で議論されているものであることから、ご意見については参考として承る。 プラットフォーム機能については、ブロードバンド答申において、NNI におけるプラットフォーム機能については、「ブロードバンド音及促進にアプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能となることが必要となることに鑑み、IP 網において具備・アンバンドルされている機能をある」とされたところである。 また、SNI におけるプラットフォーム機能については、「多様な事業者にようである」とされたところである。 また、SNI におけるプラットフォーム機能については、「多様な事業者にてブロードバンドの音によってあるという観点から、NGN における機能になアンバンドルの考え方も踏まえのとが適当である」とされたところである。 移行期において、電気通信市場の一層の公正競争環境を整備する観点から、以上の答申を踏まえ、必要な対応を行うことが適当である。
単位接続料に関する検討が進められている接続委 員会にて検討を行うことが適当とされています。ブロ	といった、極めて重大な問題があることに加え、そ の実現のためには、	

ードバンド答申の考え方に基づけば、GC 接続類似機能は『①具体的な要望』があり『②技術的に可能である』ものに該当するものと考えており、経済的負担を軽減した上で実現する方策を接続委員会にて判断すべきと考えます。

また、プラットフォーム機能等のオープン化に係る 検討を進めていく上では、接続事業者から NTT 東 西殿へ要望するに当たり、接続事業者側では NTT-NGN の詳細な技術仕様がわからない点も踏まえ、 NTT 東西殿からは技術的な可否、及び網改造が必 要な場合はその規模等の回答と併せて、接続事業 者が要望する内容では大幅な改修を要する等の場 合には、代替方法をご提案頂くことが必要と考えま す。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 送信元アドレスを見て事業者に振り分ける事業 者振り分け機能の開発・導入
- 収容ルータの上部に他事業者との接続用の帯域制御機能付きのゲートウェイ機能の開発・導入
- 設備管理、オーダ流通、保守監視等のオペレーション機能の開発・導入

等が必要となるため、当社としては実施する考えはありません。

プラットフォーム機能について「NTT-NGN の詳細な技術仕様がわからない」「大幅な改修を要する等の場合には代替方法の提案が必要」とされておりますが、これまで他事業者から通信プラットフォーム機能に関する具体的な接続要望もないのが実情であり、まずは、要望される事業者にて、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが先決であると考えます。

なお、平成 24 年 4 月に開催予定の第 7 回「PSTN マイグレーションに係る意識合わせの場」において、「事業者間の接続形態」をテーマに議論予定です。パブリックコメントでのご意見だけではなく、この場を活用して「中継局接続機能のオープン化」や「通信プラットフォーム機能のオープン化(NNI)」についても具体的なご要望をご提示いただければ、その内容を基に検討していく考えです。

(NTT 東西)

○ 弊社は、自ら敷設した光ファイバを用いてサービスを提供している光インフラ事業者としての立場から、左記意見にある分岐単位接続料制度の導入には、断固反対いたします。

弊社は、分岐単位接続料制度は、以下の2点において解決し難い大きな問題があると考えております。

1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、他の全ての光インフラ事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります。

2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されますが、技術革新の阻害に繋がる政策の導入により、その高機能化が実現しなくなるおそれがあります。

一部の接続事業者は、サービスレベル維持や 故障対応時のフロー等に関して、NTT東西殿と同 じ運用ルールに則った形でOSUを共用する案を 希望されていますが、この形態であれば、ISP事 業者として「〇〇 with フレッツ」等のサービスを提 供することと同じであり、既に事業参入にかかる 環境は整備されていることから、分岐単位接続料 制度の設定は全く必要ありません。

また、OSU共用に代わる方法として提案されているGC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能につきましては、大きな追加コストが発生し、その一部をNTT東西殿につけ回しを行う点で、OSU共用による分岐単位接続料制度と同様の問題を有していることから、導入に反対いたします。

現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿は全国で「auひかり」サービスを展開されていることから、現状においても、競争環境は正当に機能しており、分岐単位接続料制度の導入は必要ありません。

なお、設備更新が停滞するおそれがある点で、 積極的には賛成しかねますが、希望する接続事 業者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用す ることでFTTH事業に参入することは、現行の制 度下でも可能です。

現行の制度下で可能な取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公正な競争環境を歪めることは、借りるだけの接続事業者のみ一方的に有利となるだけで、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた地域アクセス系事業者やCATV事業者の努力を否定するものであるため、弊社は断固反対です。

合理性のない分岐単位接続料制度の導入は、公正な競争環境を阻害し、設備事業者の事業撤退・縮小を招きます。これは、旧来のNTT独占時代への回帰を意味し、設備競争・サービス競争が起こらなくなります。その結果、価格低廉化が進まず、新サービスも始まらずに、最終的に国民が不利益を被ることになります。

なお、コスト負担のあり方が公正であり、競争 条件を歪めない点において、弊社は現行の一芯 単位接続料制度が最も合理的であると考えており ます。

(ケイ・オプティコム)【再掲】

総務大臣 川端達夫殿

情報通信行政・郵政行政審議会 会長 高橋温

答 申 書 (案)

平成24年1月23日付け諮問第3038号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

│ 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。) 代表取締役社長 江部 努 西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。) 代表取締役社長 大竹 伸一

2. 申請年月日

平成24年1月17日(火)

3. 実施予定期日

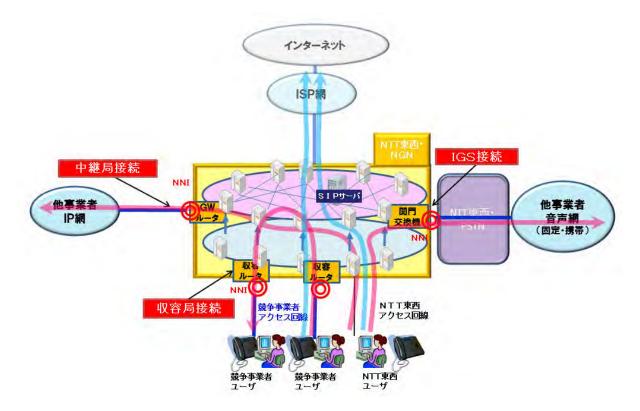
平成24年4月1日(日)から実施。

4. 概要

NTT東西(NTT東日本及びNTT西日本)のNGN(Next Generation Network)は、平成20年3月末から商用サービスが開始されているところ、同年3月の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」等を踏まえ、以下の4機能に係る平成24年度接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

- A 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(収容局接続機能)
 - ・・・他事業者が自らアクセス回線を調達し又はNTT東西からアクセス回線を借りた上で、 当該回線をNGNの収容ルータに接続してNGNを利用する形態
- B 関門交換機接続ルーティング伝送機能(IGS接続機能)
 - ・・・電話サービス提供事業者が、自網をNTT東西の関門交換機(IGS:Interconnection Gateway Switch)に接続してNGN又はひかり電話網の電話利用者への着信のために利用する形態
- C 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能(中継局接続機能)
 - ・・・他事業者が自らのIP網をNGNのGWルータ(ゲートウェイルータ)に接続してNGN を利用する形態
- D イーサネットフレーム伝送機能(イーサネット接続機能)
 - ・・・他事業者が自らのネットワークをNGNイーサネットワークのGWスイッチ(ゲートウェイスイッチ)に接続してNGNの機能(PVCタイプ)を利用する形態
 - ※ PVC(パーマネント・バーチャル・サーキット): 1対1でのみ接続するサービス

【参考:NGNのアンバンドルメニューの概要】



※この他にイーサネット接続も存在。

|| 主な変更内容

収容局接続機能、IGS接続機能及び中継局接続機能に係る接続料の改定

1. 平成24年度接続料

NGNは、サービス開始から日が浅く今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、NGNの平成24年度接続料については、将来原価方式にて算定することとしている。また、NGNの需要については、今後の新サービスの登場等によりトラヒックが大きく変更する可能性が高いことから、今回の申請案では、平成24年度の1年間を算定期間としている。

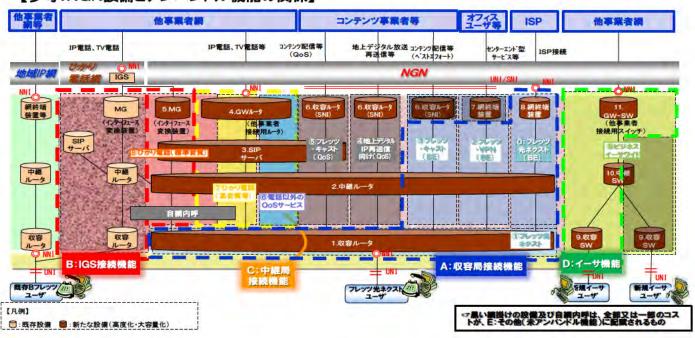
具体的には、平成22年度の接続会計における一般第一種指定設備(NGNに係る設備)の 費用をベースに、昨年度の算定と同様、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築 実績を踏まえて予測した平成24年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費 用の算定等を行っているところ、その結果は以下のとおりである。

()内の数字は平成23年度接続料に対する増減額

	収容局接続機能 【装置·月】		IGS接続機能 【3分】 [※]		中継局接続機能 【10Gポート・月】	
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成24年度	平成 23 年度	平成24年度	平成 23 年度
NTT	145.4 万円	146.9 万円	4.58 円	5.00円	527.1 万円	541.7 万円
東日本	(▲1.0%)		(▲8.4%)		(▲2.7%)	
NTT	192.6 万円	217.8 万円	5.33 円	5.73 円	470.8 万円	654.2 万円
西日本	(▲11.6%)		(▲7.0%)		(▲28.0%)	

^{※1}通信ごと・1秒ごとの料金は、P9参照。中継系交換機能に係る平成23年度接続料(3分当たり0.41円)を含む。

【参考:NGN設備とアンバンドル機能の関係】



|| 主な変更内容

収容局接続機能、IGS接続機能及び中継局接続機能に係る接続料の改定

1. 平成24年度接続料

NGNは、サービス開始から日が浅く今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、NGNの平成24年度接続料については、将来原価方式にて算定することとしている。また、NGNの需要については、今後の新サービスの登場等によりトラヒックが大きく変更する可能性が高いことから、今回の申請案では、平成24年度の1年間を算定期間としている。

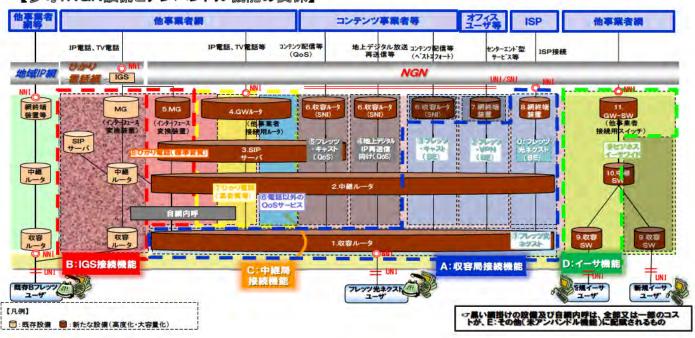
具体的には、平成22年度の接続会計における一般第一種指定設備(NGNに係る設備)の 費用をベースに、昨年度の算定と同様、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築 実績を踏まえて予測した平成24年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費 用の算定等を行っているところ、その結果は以下のとおりである。

()内の数字は平成23年度接続料に対する増減額

	収容局指 【装置	接続機能 Ŀ月】	IGS接 【35		中継局接続機能 【10Gポート・月】	
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成24年度	平成 23 年度	平成24年度	平成23年度
NTT	145.4 万円	146.9 万円	4.58 円	5.00円	527.1 万円	541.7 万円
東日本	(▲1.0%)		(▲8.4%)		(▲2.7%)	
NTT	192.6 万円	217.8 万円	5.33 円	5.73 円	470.8 万円	654.2 万円
西日本	(▲11.6%)		(▲7.0%)		(▲28.0%)	

^{※1}通信ごと・1秒ごとの料金は、P9参照。中継系交換機能に係る平成23年度接続料(3分当たり0.41円)を含む。

【参考: NGN設備とアンバンドル機能の関係】



2. 接続料算定

1)接続料原価の算定フロー

今回の申請案における接続料原価は、昨年度の算定と同様、二つのフローを用いて行っている。

第一は、NGNを構成する設備別コスト及びひかり電話網のコストを算定するフロー(Step1)であり、平成22年度接続会計から推計したコストをベースに算定している。

第二は、第一で算定したコストを関係する機能に配賦するフロー(Step2)である。各機能へのコスト配賦は、昨年度の算定と同様の手法により設備の種類に応じて異なる取扱いを行っている。

2)Step1:設備別コストの算定

今回の申請案において、平成24年度のNGN及びひかり電話網のコストは、平成22年度接続会計における費用をベースに、平成24年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で予測・算定している。

なお、今回の算定では、平成22年度の設備量の実績値をもとに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて設備増設を予測することで、平成24年度の取得固定資産価額を算出しているところである。

この結果、平成24年度における各設備別のコストは、以下のとおりである。

(単位:百万円)

			NTT 東日本		NTT 西日本		
		設備管理 運営費	自己資本 費用等 [※]	合計	設備管理 運営費	自己資本 費用等※	合計
収容ルー	-タ	22,041	1,388	23,429	17,178	888	18,066
中継ルー	-タ	13,529	894	14,423	12,242	676	12,918
MG		1,569	91	1,660	2,123	91	2,214
GWルー	·\$	58	3	61	78	4	82
網終端裝	接置(ISP)	12,410	742	13,152	15,449	807	16,256
網終端裝	美置(VPN)	2,331	133	2,464	2,084	107	2,191
SNI収容	・ルータ	424	24	448	548	24	572
SIPサー	・バ	9,247	603	9,850	6,846	364	7,210
伝送路	伝送装置	7,844	757	8,601	6,586	562	7,148
江 达路	中継ダークファイバ	467	87	554	730	111	841
١	NGN合計	69,920	4,720	74,640	63,865	3,633	67,498
ひかり	SIPサーバ以外	9,627	431	10,058	12,540	543	13,083
電話網	SIP サーバ	2,916	117	3,033	1,816	67	1,883
ひか	ひかり電話網合計		548	13,090	14,356	612	14,968
	合計	82,463	5,268	87,730	78,221	4,245	82,466

[※]自己資本費用、他人資本費用、利益対応税の合計値

3)Step2:Step1で算定したコストの関係する機能への配賦

1関係する機能への直課

今回の申請案において、中継ルータ・伝送路・SIPサーバの三設備以外の設備に係るコストについては、昨年度の算定と同様、以下のとおり関係する機能に直課している。

	収容ルータ、網終端装置(ISP)	収容局接続機能
NGN	MG	IGS接続機能
NGIN	GWルータ	中継局接続機能
	網終端装置(VPN)、SNI収容ルータ	未アンバンドル機能

②中継ルータと伝送路のコストの関係する機能への配賦

ア ポート実績トラヒック比による配賦

中継ルータと伝送路**については、NGNで提供される全てのサービス・機能(イーサネット関係を除く。)で共用されるものであるため、当該設備に係るコストを関係する機能へ配賦するためのコストドライバを用いている。

当該ドライバについては、昨年度の算定と同様、「ポート実績トラヒック比」を採用している。「ポート実績トラヒック比」は、各エッジ設備**における中継ルータ向けポートに着目し、平成22年度の1年間における当該ポートを通過する全パケットを集計(ビット長に換算)し、各ポートにおける実際のトラヒック(アクティビティ)に基づき、配賦の比率を算定するものである。

- ※1 伝送路は、後述するイーサネット接続機能とも共用されるが、伝送路コストは、波長数比により、イーサネット接続機能とそれ以外の機能との間で分計している。
- ※2 ネットワークのエッジ(端)にある設備。NGNにおいては、網終端装置(ISP)、網終端装置(VPN)、収容ルータ (SNI・ベストエフォート)、収容ルータ(SNI・地デジIP再送信)、収容ルータ(SNI・QoS通信)、ゲートウェイルータ (ひかり電話以外のQoS通信)、ゲートウェイルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)及びメディアゲートウェイが 該当。

イ QoSと帯域換算の加味

今回の申請案では、中継ルータと伝送路のコストについて、上述のポート実績トラヒック 比により配賦を行うに当たり、既存のネットワークと異なるNGNの特徴を考慮して、QoS の有無・程度の加味及び帯域換算係数の採用の二つの措置を講じているところ、以下の 理由により、昨年度と同様の対応としている。

- (1) QoSは、最優先通信と高優先通信についての通信品質を確保するために要求した 帯域に上乗せした帯域(最優先通信で要求帯域の20%、高優先通信で要求帯域の1 6%)を確保していることから、当該上乗せ帯域を含めてトラヒックを観念して費用配賦 を行うものであるが、当該帯域制御の方法については昨年度と変化がない。
- (2) また、帯域換算係数は、一般的にIP系の装置価格については、帯域差ほど費用差

が生じておらずスケールメリットが働くことに着目して帯域当たりの費用を低減させたコスト算定を行うものである。具体的には、昨年度の算定と同様、市販のルータのポート帯域とポート単価から帯域とコストの関係を推定し、帯域比では1:100であるものがポート単価比では1:7.4(帯域10倍ごとにコストが約2.7倍に増大)となるように設定している。

ウ 中継ルータと伝送路のコストの配賦結果

上記ア・イに基づき、中継ルータと伝送路のコストについては、エッジ設備ごとに以下の計算式により「換算後ポート実績トラヒック」を算定し、エッジ設備全体の当該換算後ポート実績トラヒックを求めた上で、これに対する比率を用いて関係する機能に配賦している。

1 ポートあたり実績トラヒック×QoS 換算係数×帯域換算係数×稼働ポート数 = 換算後ポート実績トラヒック

なお、NTT 東西においては、平成23年度より、順次地域 IP 網のトラヒックのNGNへのルート変更を開始している(NTT東西とも平成24年度までに完了予定)ことから、当該ルート変更も踏まえた予測を行っている。

以上を踏まえた結果は、以下のとおりである。

(単位:百万円)

	NTT東日本			NTT西日本			
	費用	換算後ポート実績トラヒック比		費用	│ │換算後ポート実績トラヒックレ		
		中継ダーク	中継		中継ダーク	中継	
		以外 _{※1}	ダーク _{※2}		以外 _{※1}	ダーク _{※2}	
収容局接続機能	18,351	77.47%	93.03%	15,881	75.32%	91.15%	
IGS接続機能	3,998	17.22%	5.99%	4,028	19.76%	7.52%	
中継局接続機能	59	0.26%	0.06%	45	0.22%	0.08%	
未アンバンドル機能	1,167	5.05%	0.92%	954	4.70%	1.25%	
合計	23,578	100.0%	100.0%	20,907	100.0%	100.0%	

^{※1} 中継ルータ及び伝送装置。

③SIPサーバのコストの関係する機能への配賦

今回の申請案では、平成22年度の通信実績からひかり電話の増加等を踏まえて予測した平成24年度におけるSIPサーバを用いるサービス別の通信回数を設定し、当該通信回数比により、SIPサーバのコストを関係する機能に配賦している。その結果は以下のとおりである。

(単位:百万円)

	NTT:	東日本	NTT西日本		
	費用通信回数比		費用	通信回数比	
IGS接続機能	8,682	88.14%	6,394	88.68%	
中継局接続機能	133	1.35%	99	1.37%	
未アンバンドル機能	1,035	10.51%	717	9.95%	

^{※2} 中継ダークファイバ分は帯域換算を行っていない。

合計	9,850	100.0%	7,210	100.0%
----	-------	--------	-------	--------

④ひかり電話網のコストの関係する機能への配賦

今回の申請案では、平成22年度の通信実績からひかり電話の増加等を踏まえて予測した通信回数及び通信時間を用いて、「I.NGNのひかり電話ユーザとひかり電話網のひかり電話ユーザ間の通信」と「II.それ以外の通信」について、昨年度の算定と同様、Iについては未アンバンドル機能に、IIについてはIGS接続機能に配賦している。

⑤アンバンドル機能ごとの接続料原価【まとめ】

以上をまとめると、アンバンドル機能ごとの接続料原価は以下のとおりとなる。

【NTT東日本】 (単位:百万円)

		収容局接続 機能	IGS接続 機能	中継局接続 機能	未アンバンドル 機能	合計
収容ルー	ータ	23,429	-	-	-	23,429
中継ルー	ータ	11,173	2,484	37	728	14,423
MG		_	1,660	-	ı	1,660
GWルー	-タ	_	ı	61	ı	61
網終端数	支置(ISP)	13,152	ı	ı	ı	13,152
網終端数	表置(VPN)	-	ı	ı	2,464	2,464
SNI収容	ドルー タ	-	ı	ı	448	448
SIPサー	-バ	-	8,682	133	1,035	9,850
伝送路	伝送装置	6,663	1,481	22	435	8,601
本区 的	中継ダークファイバ	515	33	0	5	554
ı	NGN合計	54,932	14,340	253	5,115	74,640
V	かり電話網	-	12,024	-	1,067	13,090
	合計	54,932	26,364	253	6,182	87,730

【NTT西日本】 (単位:百万円)

		収容局接続 機能	IGS接続 機能	中継局接続 機能	未アンバンドル 機能	合計
収容ルー	-タ	18,066	_	_	-	18,066
中継ルー	-タ	9,730	2,553	28	607	12,918
MG		ı	2,214	ı	ı	2,214
GWルー	-タ	ı	-	82	ı	82
網終端裝	表置(ISP)	16,256	-	ı	ı	16,256
網終端裝	麦置(VPN)	-	_	-	2,191	2,191
SNI収容	ドル ー タ	-	_	-	572	572
SIPサー	-/ Š	-	6,394	99	717	7,210
伝送路	伝送装置	5,384	1,412	16	336	7,148
1公区的	中継ダークファイバ	767	63	1	11	841
1	NGN合計	50,203	12,636	226	4,434	67,498
ひ	かり電話網	-	14,124	=	842	14,968
	合計	50,203	26,760	226	5,276	82,466

4)接続料の算定

アンバンドル機能ごとの接続料は、3)で算定した各機能ごとの接続料原価を、各機能ごとの需要で除して算定されることになる。

なお、今年度において接続料の設定単位について変更は行われていないが、各機能の需要についてはそれぞれ以下のように設定している。

- ①収容局接続機能の需要・・・平成22年度の実績台数からNGNのエリア展開等を踏まえて予測した収容ルータの稼働装置台数
- ②IGS接続機能の需要・・・・・平成22年度の通信実績からひかり電話の増加等を踏まえて 予測したIGS経由の通信回数(SIPサーバ分に係るもの)及 び通信時間(中継ルータ・伝送路分に係るもの)
- ③中継局接続機能の需要・・・GWルータの稼働ポート数

			NTT東日本	NTT西日本
収容局接続機能	コスト(百万円)		54,932	50,203
	需要(川	又容ルータ装置数)	3,148	2,172
	接続料	(装置•月)	145.4 万円	192.6 万円
IGS接続機能	コスト(百万円)	26,364	26,760
		回数比例(百万円)	11,466	8,168
		時間比例(百万円)(MG以外)	12,481	14,936
		時間比例(百万円)(MG)	2,417	3,656
	需要 通信回数(千回)		7,777,687	7,379,596
		通信時間(千時間)(MG以外)	277,013	245,605
		通信時間(千時間)(MG)	273,523	237,200
	接続料	(3分当たり)*	4.58 円	5.33 円
		1通信ごと(円/回数)	1.4742 円	1.1068 円
		1秒ごと(円/秒)	0.014970 円	0.021174 円
中継局接続機能	コスト(百万円) 需要(GWルータポート数) 接続料(10Gポート・月)		253	226
			4	4
ツカ処でき梅桃外に			527.1 万円	470.8 万円

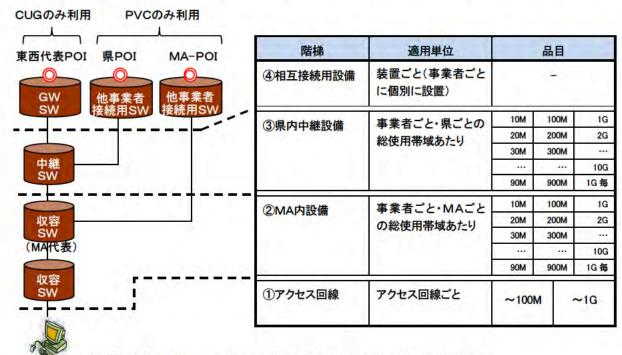
[※]中継系交換機能に係る平成23年度接続料(3分当たり0.41円)を含む。

イーサネット接続機能に係る接続料の改定

1. 平成24年度接続料

NGNのイーサネット接続機能に係る平成24年度接続料については、他のNGN機能と同様に1年間の将来原価により算定している。

具体的には、平成22年度の接続会計における一般第一種指定設備(NGNイーサネットに係る設備)の費用をベースに、昨年度の算定と同様、NGNイーサネットの需要及び提供エリアの拡大を踏まえて予測した平成24年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っており、以下のような階梯(①~④)別に設定している。



- ※ PVC(パーマネント・バーチャル・サーキット):1対1でのみ接続するサービス
- ※ CUG(クローズド・ユーザ・グループ):複数対地間で接続可能なサービス
- ※ MA:単位料金区域

例えば、県POIにおいて接続を行う場合、①、②、③、④の各階梯における品目別の接続料が適用される。一方、MA-POIにおいて接続を行う場合、①、②、④の各階梯における品目別の接続料が適用される。

なお、基本機能である本機能の利用に当たっては、接続事業者から要望があった時点で、 NTT東西においてシステム改修を行う必要がある。ただし、当該費用は PVC タイプを利用する接続事業者間において負担(別途、網使用料(加算料等)を規定)する予定であるため、その負担額については、具体的な接続要望を踏まえたシステム改修の詳細等が決まった時点で設定する予定である。

2. 接続料算定

(1)接続料原価の算定フロー

NGNイーサネットの平成24年度接続料原価の算定に当たっては、平成22年度の接続会計におけるNGNイーサネットに係る設備の費用をベースに、昨年度の算定と同様、イーサネットサービスのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成24年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っている。

その上で、上記の費用を以下のように設備の種類に応じて直課又は配賦している。

- ①NGNイーサネットを構成する設備のうち、収容スイッチ、中継スイッチ、GWスイッチと局内メディアコンバータに係るコストは、関係する階梯別コストに直課
- ②伝送路のコスト*は、関係する階梯別コストに配賦

※伝送路コストは、波長数比により、イーサネット接続機能とそれ以外のNGN接続機能(中継局接続など) との間で分計

以上をまとめると、階梯別コストごとの接続料原価は以下のとおりとなる。

【NTT東日本】 (単位:百万円)

		アクセス回線	MA内設備	県内中継設備	GWスイッチ	合計
局内	MC 本体	808	=	=	=	808
MC	1G ポート追加分	46	-	-	-	46
収容スイ	゚ッチ	1	6,068		-	6,068
中継スイ	中継スイッチ		1	627	1	627
GWスイ	GWスイッチ		ı	ı	6.29	6.29
伝送路	伝送装置	1	1,380	223	1	1,603
	中継ダークファイバ		273	21	ı	294
(回線管	(回線管理運営費)			ı	ı	495
合計		1,349	7,721	871	6.29	9,948

【NTT西日本】 (単位:百万円)

		アクセス回線	MA内設備	県内中継設備	GWスイッチ	合計
局内	MC 本体	579	-	ı	ı	579
MC	1G ポート追加分	34	1	ı	ı	34
収容スイ	ッチ	-	3,615	1	ı	3,615
中継スイッチ		-	1	664	ı	664
GWスイッチ		-	-	ı	8.91	8.91
伝送路	伝送装置	-	1,216	456	ı	1,672
	中継ダークファイバ	-	211	56	ı	267
(回線管理運営費)		490	-	1	1	490
合計		1,104	5,042	1,176	8.91	7,329

(2)接続料の算定

ア MA内設備及び県内中継設備におけるPVC換算、帯域換算、逓減的な料金体系、バルク型料金体系

イーサネット接続機能の接続料は、(1)で算定した階梯ごとの接続料原価を、各階梯ごとの需要で除して算定することとなる。今回の申請案でも、MA内設備及び県内中継設備の需

要について、昨年度の算定と同様に、PVC換算係数、帯域換算係数、逓減的な料金体系及びバルク型料金体系の採用という各措置を講じている。

1) PVC換算係数は、アクセス回線からPOIまでの全区間で契約帯域と同帯域のネットワークを使用する PVC に比べ、網内折返しが可能なCUGは契約帯域に対するネットワークの使用帯域が小さい点に着目し算定を行うものであり、平成24年度の契約数予測に基づき設定している。具体的には、CUGの契約帯域にPVC換算係数を掛けて需要の算出に用いている。

	NTT東日本 PVC CUG		NTT西日本		
			PVC	CUG	
MA内設備	1.00000	0.62055	1.00000	0.76627	
県内中継設備	1.00000	0.63636	1.00000	0.69110	

- 2)帯域換算係数は、一般的にIP系の装置価格について、帯域差ほど費用差が生じていないことに着目し、算定を行うものである。具体的には、昨年度の算定と同様、市販のイーサネットスイッチのポート帯域とポート単価から帯域とコストの関係式を推定し、帯域比では1:100であるものがポート単価比では1:7.4(帯域10倍ごとにコストが約2.7倍に増大)となるように設定している。
- 3) 逓減的な料金体系は、MA内設備と県内中継設備の帯域ごとの接続料について、単位帯域(1Mb/s)あたりの料金を求めた上で、2)の帯域換算に用いた係数を乗じることにより、逓減的な料金設定を行うものである。これによると、例えば10Mbpsの接続料は10Mbpsに対して約2.7倍の接続料となる。
- 4) バルク型料金体系は、帯域換算係数と同様の考え方により、事業者ごとに利用している回線を個別に捉えずに、各回線に係る帯域を合算して接続料を算定・適用するものである。なお、スケールメリットが働くのは同一の設備を利用する場合に限られることから、合算する回線は同一MAないし同一県内の回線に限定している。

これによると、例えば1事業者が同一MA内で50M・70M・80Mの3回線を使用する場合、合算した200Mの帯域に相当するMA内料金が適用されることとなる。

イ 接続料算定

具体的には、今回の申請案では、それぞれ以下のように設定している。

- 1) アクセス回線(回線ごとに接続料を設定) 局内メディアコンバータ等のコストを総アクセス回線数で除し、加入光ファイバ接続料を加算して算定。
- 2) MA内設備(MAの通信速度品目ごとに接続料を設定) MA内設備の単位帯域当たり料金(PVC換算係数等適用後)に、各品目の換算後帯域 を乗じて算定。(同一設備における事業者ごとに合算した帯域ごとに適用)
- 3) 県内中継設備(県内の通信速度品目ごとに接続料を設定) 県内中継設備の単位帯域当たり料金(PVC換算係数等適用後)に、各品目の換算後帯 域を乗じて算定。(同一設備における事業者ごとに合算した帯域ごとに適用)
- 4) GWスイッチ(装置ごとに接続料を設定)

GWスイッチのコストをGWスイッチ台数で除して算定。

接続料(MA内・県内中継設備は1Mb/sあたり料金)は、以下のとおり。※1

		Winter 1 (Wis / 385/2) 4年 並 / 16	NTT東日本	NTT西日本
アクセス回線	コスト(百万円)		1,349	1,104
		MC 本体	808	579
		1G ポート追加分	46	34
		回線管理運営費	495	490
	需要	アクセス回線数(シングル回線換算後)	42,041	24,596
		1Gb/s アクセス回線数	917	664
		全契約回線数	41,028	24,126
	接続料	~100Mb/s(回線·月)	5,943 円	7,960 円
	% 3		(▲20.7%)	(▲16.5%)
		~1Gb/s(回線·月)	10,123 円	12,230 円
			(▲16.0%)	(▲9.7%)
MA内設備	コスト(百		7,721	5,042
		収容スイッチ・MA 面伝送装置	7,448	4,831
		中継ダークファイバ※2	273	211
	需要	帯域換算あり(Mb/s)	8,491	5,106
		帯域換算無し(Mb/s)	958,233	528,722
	単位料金(Mb/s·月)**3		73,120 円	78,882 円
			(▲7.4%)	(▲8.2%)
県内中継設備	コスト(百万円)		871	1,176
		中継スイッチ・県内面伝送装置	850	1,120
		中継ダークファイバ※2	21	56
	需要	帯域換算あり(Mb/s)	1,774	1,961
		帯域換算無し(Mb/s)	235,454	251,421
	単位料金(Mb/s·月)**3		39,937 円	47,603 円
			(▲10.4%)	(▲6.3%)
GWスイッチ	コスト(百		6.29	8.91
	需要	ケ゛ートウェイスイッチ装置数	2.00	2.00
	接続料(装置∙月) ^{※3}	262,083 円	371,250 円
			(▲1.9%)	(▲11.2%)

- ※1 アクセス回線、GW スイッチは貸倒率加味後。MA 内・県内中継設備は貸倒率加味前。
- ※2 中継ダークファイバ分については帯域換算は行っていない。
- ※3 括弧内の数字は、昨年度接続料からの増減率。

MA内、県内中継設備の接続料(逓減的な料金体系による)は、以下のとおり。_※(単位:円)

		NTT東日本		NTT西日本	
MA内設備	10Mb/s·月	199,061	(▲7%)	214,799	(▲8%)
(事業者毎、MA毎)	100Mb/s·月	543,310	(▲7%)	586,783	(▲8%)
	1Gb/s·月	1,496,153	(▲7%)	1,621,019	(▲8%)
	10Gb/s·月	4,246,392	(▲6%)	4,651,714	(▲8%)
県内中継設備	10Mb/s·月	108,680	(▲10%)	129,618	(▲6%)
(事業者毎、県内毎)	100Mb/s·月	296,182	(▲10%)	354,022	(▲6%)
	1Gb/s·月	811,190	(▲10%)	977,342	(▲6%)
	10Gb/s·月	2,258,563	(▲10%)	2,798,079	(▲4%)

[※]貸倒率加味後。括弧内の数字は、昨年度接続料からの増減率。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査	事由
田 <u>田</u> 東		尹 □
	結果	=+ \(\struck{\pm}{\pm}\cdot\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\cdot\struck{\pm}{\pm}\cdot\struck{\pm}{\pm}\stru
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条		該当事項なし。
件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条		
(1)7)		
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明		接続料は接続料規則第4条に規
確に定められていること。(審査基準第 15 条 (1) イ)	適	定する機能ごとに定められてお
	면	り、かつ、接続料は適正かつ明確
		に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当		該当事項なし。
該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気		
通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められて		
いること。(審査基準第 15 条 (1) ウ)		
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が		該当事項なし。
適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条 (1) I)		
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情		 該当事項なし。
報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、		成当事気など。
③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、		
⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間		
等が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条		
の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条 (1) オ)		=+ \(\struck{\pm}{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}\struck{\pm}{\pm}
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しく		該当事項なし。
は電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける		
手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業		
者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事		
業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所		
等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他		
事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められているこ		
と。(施行規則第23条の4第2項第2号及び審査基準第15		
条(1)オ)		
7 他事業者が屋内配線設備(集合住宅向けに限る)を利用す		該当事項なし。
る場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③		
利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。		
(施行規則第23条の4第2項第3号及び審査基準第15条(1)		
1)		
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事		該当事項なし。
若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電		
気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して		
当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な		
原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められてい		
mile: moderate of the control of the		

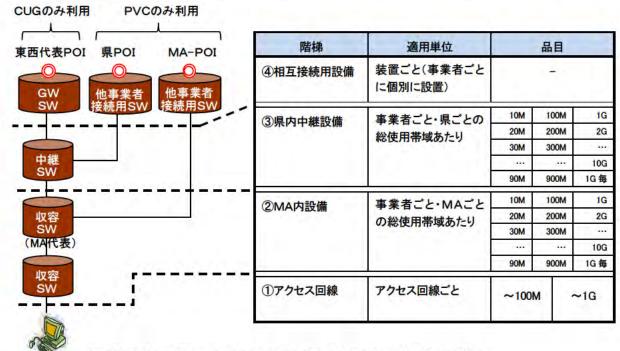
		Т
ること。(施行規則第23条の4第2項第4号及び審査基準第 15条(1)オ)		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他		該当事項なし。
事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適		
正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第		
2 項第 5 号及び審査基準第 15 条 (1) オ)		
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定		該当事項なし。
められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び		
審査基準第 15 条 (1) 才)		
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信		該当事項なし。
設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答		
において用いるべき様式が適正かつ明確に定められているこ		
と。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15		
条(1)オ)		
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による		該当事項なし。
解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第		
23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条 (1) オ)		
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第		該当事項なし。
15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設		
備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当		
該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の		
接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一		
種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うこと		
を確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められてい		
ること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第		
15条(1)オ)		
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重		該当事項なし。
要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が		
あるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。		
(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)		
<u></u> †)		
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定め		該当事項なし。
られていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審		
査基準第 15 条 (1) 材)		
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に	۱ ماد	接続料は接続料規則に定める方
照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	法により算定された原価に照ら
		し、公正妥当なものと認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通		該当事項なし。
信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接		
続することとした場合の条件に比して不利なものでないこ		
と。(審査基準第 15 条 (3))		
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするも		本件申請において、特定の電気
のでないこと。(審査基準第 15 条 (4))	適	通信事業者に対し不当な差別的取
	<u> </u>	扱いをする旨の記載は認められな
		い。

イーサネット接続機能に係る接続料の改定

1. 平成24年度接続料

NGNのイーサネット接続機能に係る平成24年度接続料については、他のNGN機能と同様に1年間の将来原価により算定している。

具体的には、平成22年度の接続会計における一般第一種指定設備(NGNイーサネットに係る設備)の費用をベースに、昨年度の算定と同様、NGNイーサネットの需要及び提供エリアの拡大を踏まえて予測した平成24年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っており、以下のような階梯(①~④)別に設定している。



- ※ PVC(パーマネント・バーチャル・サーキット):1対1でのみ接続するサービス
- ※ CUG(クローズド・ユーザ・グループ):複数対地間で接続可能なサービス
- ※ MA: 単位料金区域

例えば、県POIにおいて接続を行う場合、①、②、③、④の各階梯における品目別の接続料が適用される。一方、MA-POIにおいて接続を行う場合、①、②、④の各階梯における品目別の接続料が適用される。

なお、基本機能である本機能の利用に当たっては、接続事業者から要望があった時点で、 NTT東西においてシステム改修を行う必要がある。ただし、当該費用は PVC タイプを利用する接続事業者間において負担(別途、網使用料(加算料等)を規定)する予定であるため、その負担額については、具体的な接続要望を踏まえたシステム改修の詳細等が決まった時点で設定する予定である。

2. 接続料算定

(1)接続料原価の算定フロー